○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

平成17年3月28日条例第130号

改正

平成18年3月17日条例第16号 平成22年9月2日条例第16号 平成24年3月7日条例第7号 令和3年12月16日条例第24号 令和5年3月17日条例第15号 令和7年6月20日条例第30号

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

目次

第1章 総則(第1条―第3条の4)

第2章 小規模特定事業に使用される土砂等の安全基準等(第4条・第5条)

第3章 小規模特定事業に関する規制等(第6条-第20条の2)

第4章 雑則 (第21条—第22条)

第5章 罰則(第23条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。)その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例(以下「法令等」という。)と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。) による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。

- (2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル未満であるものをいう。
- (3) 市小規模特定事業 小規模特定事業のうち、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500平方メートル以下であるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、小規模特定事業による土壌の汚染及び市小規模特定事業による災害の発生の防止に 関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第3条の2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業による土壌の汚染及び 市小規模特定事業による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施す る土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有す る。
- 2 事業者は、小規模特定事業により公共施設を破損した場合は、速やかに現状に回復しなければ ならない。
- 3 事業者は、小規模特定事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決 に当たらなければならない。
- 4 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業に使用される土砂等を排出 しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業による土壌の汚染が発生 するおそれのある土砂等を排出してはならない。
- 5 土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業に使用される土砂等を運搬しようとすると きは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのあ る土砂等を運搬してはならない。

(土地の所有者の責務)

第3条の3 土地の所有者は、小規模特定事業による土壌の汚染及び市小規模特定事業による災害 の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供してはならない。

(県及び他の市町村との連携等)

第3条の4 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

第2章 小規模特定事業に使用される土砂等の安全基準等

(土砂等の安全基準等)

- 第4条 小規模特定事業に使用される土砂等には改良土(土砂(泥土を含む。)又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。)を使用してはならない。
- 2 小規模特定事業に使用される土砂等は、発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接 に搬入されるものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この 限りでない。
- 3 小規模特定事業に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。
- 4 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保 全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。
- 5 小規模特定事業を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

(市小規模特定事業に係る崩落等の防止措置等)

- 第5条 市小規模特定事業を行う者は、当該市小規模特定事業に使用された土砂等が崩落し、飛散 し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、市小規模特定事業に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれ らのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該市小規模特定事業を行い、又は行った者に 対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。

第3章 小規模特定事業に関する規制等

(小規模特定事業の届出)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う小規模 特定事業
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けた者が自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業
- (7) 宅地の分譲又は集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設その他これらに類する施設の建築を目的として行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業
- (8) 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者又は耕作者が行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業
- (9) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの (事前協議)
- 第7条 小規模特定事業を行おうとする者は、前条又は次条の届出を行う前に、規則で定めるところにより、土砂等の埋立て等の計画について市長と協議しなければならない。

(変更の届出)

- 第8条 第6条の届出をした者(以下「第6条届出者」という。)は、当該届出に係る小規模特定 事業の計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規 則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第6条届出者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

- 第9条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、 当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証 するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかを確認す るために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかを確認す るために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。
 - (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に 適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
 - (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
 - (3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等)
- 第10条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。
- 2 第6条届出者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の 写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなけ ればならない。

(定期検査の報告等)

- 第11条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。
- 2 第6条届出者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中 に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しな ければならない。

(周辺住民等への周知)

第11条の2 第6条届出者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設(以下「小規模特定事業場」という。)の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知しなければならない。

(関係書類の縦覧)

第12条 第6条届出者は、市長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、 当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第10条第1項の 規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならな い。

(標識の掲示等)

- 第13条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 2 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域と の境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第13条の2 第6条届出者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入 しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用 に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければな らない。

(小規模特定事業の完了)

- 第14条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から 当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土 壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当 該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

(市小規模特定事業の完了等)

第15条 市長は、前条の届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当 該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の届出の内容に適合しているかについて確認し、その 結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、前条第1項の規定による届出に係る市小規模特定 事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を 講じなければならない。

(小規模特定事業の廃止等)

- 第16条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、 当該小規模特定事業の廃止又は休止後の当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業を廃止したとき又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第14条第2項の規定は、前項の届出について準用する。 (市小規模特定事業の廃止等)
- 第17条 市長は、前条第2項による届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、前条第2項の規定による届出に係る市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(名義貸しの禁止)

- 第18条 第6条届出者が、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を施工させてはならない。 (小規模特定事業者への措置命令)
- 第19条 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期限を定めて当該小規模特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - (1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)
 - (2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しく は 以し、又は 当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者

(市小規模特定事業者への措置命令)

- 第19条の2 市長は、市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該市小規模特定事業を行う者に対し、当該市小規模特定事業を一時停止し、又は当該市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、第6条の規定に違反して市小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該市 小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若し くは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第8条第1項の規定に違反して市小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、 当該市小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛 散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることがで きる。
- 4 市長は、第15条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 市長は、第17条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

- 第19条の3 市長は、第19条又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、 その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、 当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。 (関係書類の保存)
- 第20条 第6条届出者は、当該届出に係る小規模特定事業について第14条第1項の規定による完了 の届出又は第16条第2項の規定による廃止の届出をした日から5年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

- 第20条の2 第6条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 2 現場管理責任者のうち市小規模特定事業の施工を管理する者は、災害の発生の防止に関し規則 で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 3 第6条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行う ために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

第4章 雑則

(立入検査等)

- 第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をすることを助けた者を含む。以下同じ。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第23条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円 以下の罰金に処する。
- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条又は第8条第1項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は 虚偽の届出をした者
 - (2) 第9条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第10条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (4) 第10条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (5) 第11条第1項又は第14条第2項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 - (6) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料 の提出をした者
 - (7) 第21条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第8条第2項、第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第20条の規定に違反した者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の 業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各 本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の氏家町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年氏家町条例第24号)又は喜連川町土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年喜連川町条例第16号)(以下これらを

「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。 附 則 (平成18年3月17日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中新小規模特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。 以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第7条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお従前の例による。この場合において、附則第4項の規定の適用については、同項中「同年6月30日までの間における」とあるのは「当分の間、」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお けるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月2日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月7日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月16日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行による改正後のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の 防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された許可の申請から適用し、この 条例の施行の日前に提出された許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月17日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行による改正後のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の 防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された許可の申請から適用し、この 条例の施行の日前に提出された許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和7年6月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第6条の2の規定及び第8条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定によりされている許可の申請は、改正後のさくら 市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の規定によりさ れた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第6条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧 条例第20条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第19条第1項又は第20条第3項から第5項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後 にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第10条第1項の変更の許可の 申請及び旧条例第17条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第23条第2号及び第3号に 掲げる手数料については、なお従前の例による。